

# お知らせ

## 後期高齢者 医療制度

ます。

高額療養費の支給対象者には市

役所から申請書を送付しますので申請してください。

◆ 入院したときの食事代は?

被保険者が入院したときの入院中の食事費用額は、別表所得区分に応じて負担していただきます。

なお、「低所得者Ⅰ・Ⅱ」に該当する人は、入院の際に「限度額適用標準負担額減額認定証」を医療機関に提示しなければ減額されません。

標準負担額減額認定証を医療機関で入院予定の人・入院している人は市役所高齢者医療年金係または各出張所窓口で認定証の交付申請をしてください。

問 市民課高齢者医療年金係  
(80)1142

被保険者が医療機関に受診したときなどの医療費の自己負担額(1割または3割)に応じて負担していただきます。

なお、負担割合は毎年8月に前年度の所得で判定します。(別表参照)

◆ 医療費が高額になつたときは?

1カ月(同じ月内)の医療費の自己負担額が別表記載の自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を高額療養費として支給され

区分	一部負担金の割合	自己負担限度額(月額)		判定基準
		外来(個人単位)	入院+外来(世帯単位)	
一般	1割	12,000円	44,400円	現役並み所得者、低所得Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の人
				世帯の全員が住民税非課税の人(低所得Ⅰ以外の人)
		8,000円	24,600円	低所得Ⅱに該当する人のうち、過去12カ月で90日を超える入院(別途申請が必要)
低所得Ⅱ	2割			世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたとき0円となる人
		8,000円	15,000円	住民税の課税所得が145万円以上の被保険者およびその方と同一世帯の被保険者 ※被保険者の収入によっては申請により1割負担となる場合があります。詳細はお問い合わせください。
低所得Ⅰ	3割	44,400円	80,100円	【注】1. 医療費が267,000円を超えた場合には、(医療費-267,000円)×1%を加算した額が限度額になります。 2. 過去12カ月以内に4回以上、世帯単位による高額療養費の支給があった場合、4回目以降の限度額は44,400円になります。

※注1 ● 医療費が267,000円を超えた場合には、(医療費-267,000円)×1%を加算した額が限度額になります。  
● 過去12カ月以内に4回以上、世帯単位による高額療養費の支給があった場合、4回目以降の限度額は44,400円になります。

## 国民健康保険の限度適用・減額認定の申請

国民健康保険加入者で次に該当する方は、市の発行する認定証を

医療機関の窓口に提示すること

で、医療費などの軽減措置が受けられます。

① 70歳未満の加入者で国民健康保険税に未納の方

入院時の医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。ただし、自己負担限度額は所得区分により異なります。

② 70歳未満の方の  
自己負担限度額(月額)  
【一般世帯】80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%【上位所得世帯】150,000円+医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%

【一般の方】44,400円  
【低所得Ⅱの方】24,600円  
【低所得Ⅰの方】15,000円  
なお、すでに交付されている認定証は、有効期限が本年7月31日までとなっています。引き続き認定を受ける場合は、再度申請が必要となります。

◆ 入院時の自己負担限度額(月額)  
【一般の方】260円  
【低所得Ⅱの方】100円  
【低所得Ⅰの方】100円

入院時の食事代が一般の方と比較して減額となります。また、70歳以上の方については入院時の医療費の自己負担限度額が低くなります。

◆ 入院時の食事代の標準負担額

【一般の方】260円  
【低所得Ⅱの方】100円  
【低所得Ⅰの方】100円

◆ 手続きに必要なもの  
・ 保険証・印かん(認め印)  
※1月2日以降に転入された方は「所得証明書(非課税証明書)」をお持ちください。  
◆ 申請先  
市民課市民課  
または各出張所

問 市民課国民健康保険係  
(80)1143

② 世帯の国民健康保険加入者全員(世帯主も含む)が住民税非課税の方  
国民健康保険に加入していない